

# 1 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）は、「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与すること」を目的としています。

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲内に存在する施設であり、不特定多数の来客や物流等を伴うため、周辺地域に交通問題等の影響を及ぼす可能性のある施設といえます。このような観点から、大規模小売店舗の出店や変更がその周辺地域の生活環境を保持して地域社会との融和を図りながら、適正に行われるための手続や配慮すべき事項を定めています。

## 第1 手続きの概要

### 1 届出者

大規模小売店舗の建物の所有者を設置者といい、法に基づく届出を行う主体となります。建物の賃借権のみを有する者等は含まれません。また、設置者が複数いる場合は、設置者全員による届出が必要となります。

### 2 届出の種類

#### (1) 新設の届出…法第5条第1項

店舗面積1,000㎡以下の店舗を増床し、1,000㎡を超えるよう変更する場合を含む。

#### (2) 変更の届出

##### ア 立地法店舗に係る変更の届出…法第6条第1項及び第2項

##### イ 既存店に係る届出…法附則第5条第1項

※ 立地法店舗とは、大規模小売店舗立地法に基づく届出を行った店舗。

※ 既存店とは、大店法（旧法）の手続により開店した店舗であって大規模小売店舗立地法に基づく届出を一度もしていない店舗及び生活協同組合、農業協同組合に係る大規模小売店舗。

#### (3) 廃止の届出…法第6条第5項

店舗面積を1,000㎡以下に変更する場合を含む。

#### (4) 承継の届出…法第11条第3項

「承継」とは、届出に係る大規模小売店舗の譲渡、自然人における相続並びに法人における合併（新設合併及び吸収合併）及び分割の場合をいいます。

### 3 届出の時期及び方法

#### (1) 届出の時期

##### ① 新設の届出

店舗の新設をしようとする日の8月前まで

##### ② 変更の届出

ア 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係る変更

当該変更があった後、遅滞なく届け出ること。

イ 法第5条第1項第3号から第5号までに掲げる事項に係る変更

当該変更をしようとする日の8月前まで

ウ 法第5条第1項第6号に掲げる事項に係る変更

当該変更をしようとする日まで

③ 廃止の届出

店舗の廃止をしようとする日まで

④ 承継の届出

当該承継があった後、遅滞なく届け出ること。

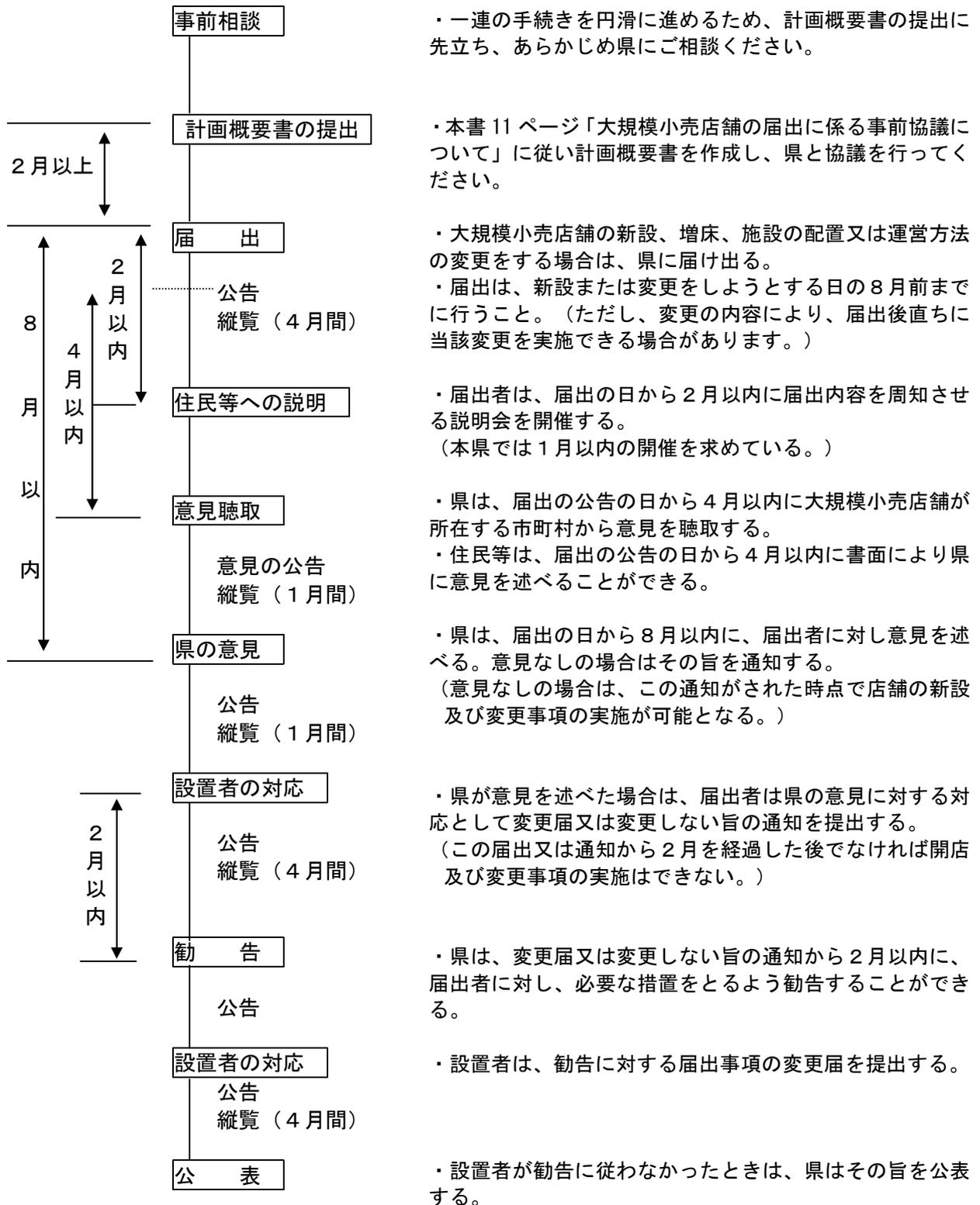
(2) 届出の方法

静岡県経済産業部商工業局地域産業課に届出者が持参すること。

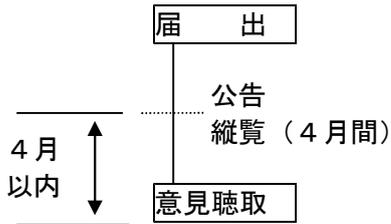
ただし、法第6条第1項、法第6条第5項及び法第11条第3項による届出については、郵送も可とする。

## 手 続 の 流 れ

○新設（法第5条第1項）、変更（法第6条第2項、法附則第5条第1項）



○変更（法第6条第1項）



県は、届出の公告の日から4月以内に大規模小売店舗が所在する市町村から意見を聴取する。  
・住民等は、届出の公告の日から4月以内に書面により県に意見を述べるができる。

4 新設の届出

(1) 届出書の様式 施行規則 様式第1

(2) 届出書の提出部数 原則として9部（正本1部、副本8部）

※ 必要に応じて副本の提出部数を変更することがあります。

※ 副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。

(3) 添付書類

ア 施行規則第4条第1項に定める事項（下欄参照）を記載した書類

イ その他届出内容を審査するために県が求める書類

<施行規則第4条第1項に定める事項>

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収用台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及び算出根拠

## 5 変更の届出

### (1) 届出の区分

変更事項	立地法店舗	既存店
店舗の名称、設置者の名称・住所・代表者、小売業者等	届出が必要 (法第6条第1項)	届出不要
店舗面積、駐車場等の施設の配置、営業時間等の運営方法等	届出が必要 (法第6条第2項)	届出が必要 (法附則第5第1項)
(4)エに掲げる事項	届出不要	届出が必要 (法附則第5第1項)

※ 既存店が一度大規模小売店舗立地法による届出をすると立地法店舗となりますので、御留意ください。

### (2) 法第6条第1項による変更の届出

ア 届出書の様式 施行規則 様式第2

※問い合わせ先を記載してください。

イ 届出書の提出部数 4部（正本1部、副本3部）

ウ 添付書類

（ア）変更事項を確認できる書類（設置者の名称・住所・代表者の変更：登記事項証明書）

（イ）小売業者を変更する場合

- ・主として販売する物品の種類
- ・建物内の小売業者の配置を示す図面

### (3) 法第6条第2項による変更の届出

ア 届出書の様式 施行規則 様式第3

イ 届出書の提出部数 変更内容に応じて県が指示する部数

※所轄警察署に1部提出を求める場合もあります。

ウ 添付書類

新設の届出における添付書類（3(3)参照）のうち変更する事項に関するもの  
（変更前後の状況等が明らかとなるようにしてください。）

※ 副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。

### (4) 法第6条第2項による届出が不要な変更

ア 一時的な変更を行う場合

一時的な変更とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいいます。例えば、事故や災害による開店時刻・閉店時刻の変更、道路工事に伴う駐車場出入口の位置等の変更が、これに当たります。

イ 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行う場合

ウ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる場合

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の増加であって、増加する店舗面積が次のいずれをも超えない場合

- ・増加前の店舗面積の合計の1割に相当する面積

・ 1,000 m<sup>2</sup>

オ 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させる場合

カ 荷さばき施設の面積を増加させる場合

キ 廃棄物等の保管施設の容量を増加させる場合

ク 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行う場合

(5) 法附則第5条第1項による変更の届出

ア 届出書の様式 施行規則 様式第8

イ 届出書の提出部数 変更内容に応じて県が指示する部数

ウ 添付書類

新設届出における添付書類（3(3)参照）のうち変更する事項に係るもの  
(変更前後の状況等が明らかとなるようにしてください。)

※副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。

エ 注意事項

(4)「法第6条第2項による届出が不要な変更」に該当する変更であっても、届出が必要となります。

6 廃止の届出

(1) 届出書の様式 施行規則 様式第4

(2) 届出書の提出部数 2部（正本1部、副本1部）

(3) 添付書類 廃止後の店舗部分を示した図面（店舗面積を0m<sup>2</sup>とする場合を除く）

7 承継の届出

(1) 届出書の様式 施行規則 様式第7

(2) 届出書の提出部数 2部（正本1部、副本1部）

(3) 添付書類 承継があったことを証する書面（登記事項証明書）

## 第2 法における用語の定義

### 1 「小売業」

日本標準産業分類に定められる小売業をいいますが、飲食店業は含まず、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等の物品加工修理業を含みます。

### 2 「小売業を行う」

物品を反復継続して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。営利目的を持って行うか否かを問わないため、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。ただし、飲食店業において持ち帰り品を販売する場合や、サービス提供事業の付随的な業務として物品を販売する場合は対象になりません。

### 3 「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。

### 4 「床面積」

建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号）

### 5 「大規模小売店舗」

一の建物（一の建物として大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートル又は法第3条第2項に定める基準面積を超えるものをいいます。

なお、政令で定める一の建物は次のとおりです。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- (3) 一の建物とその附属建物をあわせたもの

## 6 「店舗面積」

小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。

### (1) 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は売場とみなす。
ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まない。
ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

### (2) 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段に挟まれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。

(2) 店舗面積に含まない部分（つづき）

部 分 名	定 義
売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用しない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
文化催事場	展覧会等の文化催事のための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
公衆電話室	公衆電話を設置してある場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
外商事務室等	外商又は常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取扱うものとする。
屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取扱うものとする。
はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取扱うものとする。

(注1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、柵、扉等を固定したものとする。

(注2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

### 第3 大店法（旧法）との比較

項目	大店立地法	大店法（旧法）
法律の名称	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律
目的	周辺地域の生活環境の保持	中小小売業の事業機会の確保 消費者利益の保護
対象となる店舗	店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超	店舗面積 500 m <sup>2</sup> 超
運用主体	都道府県、政令指定都市	一種（3,000 m <sup>2</sup> 以上）は通産大臣 二種（3,000 m <sup>2</sup> 未満）は知事
審査（調整）項目	交通渋滞・交通安全、駐車場、騒音、廃棄物など出店地域の生活環境に関する項目	・店舗面積 ・開店日 ・閉店時刻 ・休業日数
手続の流れ	1 建物設置者の届出 2 地域住民への説明 3 住民、市町村の意見申出 4 県の意見の提示 5 設置者による対応策の提出 6 県による勧告	1 建物設置者の届出 2 地元説明 3 小売業者の届出 4 大店審による意見聴取 5 商工会議所等による意見集約 （必要がある場合） 6 大店審審議、答申
審査（調整）期間	8月以内 （県が意見を述べた場合には、設置者による対応策の提出から2月）	最長1年
審査（調整）の方法	県は、市町村及び住民等の意見に配慮し、指針を勘案しつつ、地域の生活環境の保持の見地から意見を述べる。 県意見に対して十分な対応がなされず、周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼすと認めるときは、勧告を行う。	通産大臣又は知事は、大規模小売店舗の出店等が、周辺の中小小売業者に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、大店審の意見を聴き、調整項目について勧告を行う。
施行年月日	平成12年6月1日	昭和49年3月1日